

●海上運送法等の一部を改正する法律案

背景・必要性

1. 旅客船の総合的な安全・安心対策

- 令和4年4月23日、北海道知床沖で小型旅客船「KAZU I」が沈没し乗員・乗客全員が死者・行方不明者となる事故が発生
- こうした、旅客船事業者における安全管理体制の課題を踏まえ、知床遊覧船事故対策検討委員会において、「旅客船の総合的な安全・安心対策」を取りまとめ。

➡ 旅客船の総合的な安全・安心対策を迅速に講ずることが必要

2. 安定的な国際海上輸送の確保

- 安定的な国際海上輸送の維持には、日本船主による船舶の確保が重要
- 厳しい国際競争の中、日本船主の船舶保有量の国際シェアは減少傾向

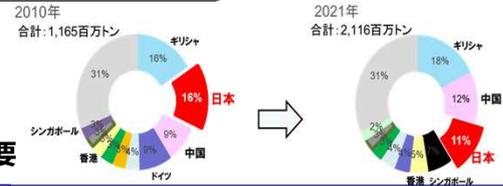
➡ 安定的な国際海上輸送の確保に資する措置を迅速に講ずることが必要

事故の概要

- ・死者・行方不明者：26名
- ・事業者：(有)知床遊覧船
- ・事業類型：旅客不定期航路事業
- ・船舶の大きさ：総トン数19トン



船舶保有量の国際シェアの推移



法案の概要

1. 旅客船の総合的な安全・安心対策

①事業者の安全管理体制の強化

＜海上運送法＞

- 小型船舶のみを使用する旅客不定期航路事業（例：遊覧船等）を営もうとする者は、**安全人材確保計画を作成**するものとし、当該事業に係る許可について**更新制を導入**する。
- **安全統括管理者・運航管理者に係る資格者証制度・試験制度を創設**し、事業者は**資格者証を有する者から両管理者を選任**しなければならないこととする。
- 不適格な者の参入防止のため、事業参入が事前届出となっている人の**運送をする船舶運航事業（例：海上タクシー）に登録制を導入**する。

②船員の資質の向上

＜船舶職員及び小型船舶操縦者法、船員法、海上運送法＞

- 小型旅客船の船長となるために必要な**特定操縦免許**について講習課程の内容を**拡充**し、国土交通大臣は、特定操縦免許を行う際は、**乗船履歴に応じて、船舶の航行区域を限定**することができることとする。
- 小型旅客船の船舶所有者は、**船長等の乗組員に対し、海域の特性等に関する教育訓練を実施**しなければならないこととする。
- 安全統括管理者は、**小型旅客船の船長となる者が、必要な①特定操縦免許を受けていること、②教育訓練を修了していることを確認**するものとする。

③行政処分・罰則等の強化

＜海上運送法＞

- 国土交通大臣は、法令違反があった事業者に対し、**事業のための船舶の使用等の停止を命ずることができる**こととする。
- 輸送の安全確保命令に従わない事業者に対する**懲役刑の導入、法人重科の創設等**を行う。
- 事業許可の欠格期間を**現行の2年から5年に延長**する。等

④旅客の利益保護の充実

＜船員法、海上運送法＞

- 一定の海域を航行する事業者は、**旅客名簿の作成・事務所等への備置きを義務**付ける。

2. 安定的な国際海上輸送の確保

＜海上運送法＞

- 国土交通大臣は、**外航船舶の確保等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針を定める**。
 - 日本船主（※）は、**外航船舶の確保等の目標及び確保等に関する取組等を記載した計画（外航船舶確保等計画）を作成**することができることとし、当該計画が方針に適合するものである場合等には、**国土交通大臣は、認定をするものとする**。
- （※） 対外船舶貸渡業を営む者、対外船舶運航事業者等

安全統括管理者等の選任要件の拡充

現行

- ①一定の実務経験or ②同等の能力を有していること

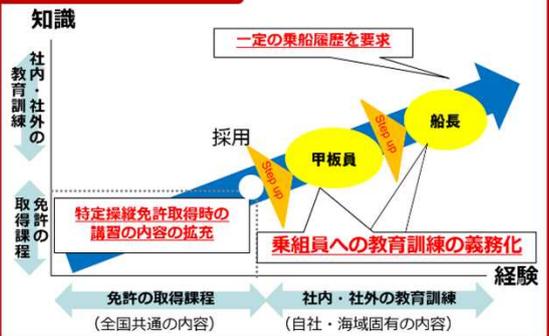


追加

- 試験（関係法令・海事知識等の必要な知識を確認）に合格**

追加 資格者証を交付

船員の資質の向上



【目標・効果】

1. 旅客船の船舶海難（人為的要因によるもの）について、死者・行方不明者数を継続的にゼロにする。
2. 日本商船隊における日本船主保有船舶のシェア（令和3年：74.6%）を令和7年に75%以上とする。